

◎新潟県告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成30年4月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
南部郷厚生病院	新潟県五泉市愛宕甲 2925 番地 2	さくら福祉保 健事務組合	平成30年2月23日	平成30年3月31日